

上下水道だより

上下水道局お客さまセンター (TEL 73・3988 FAX 73・6288)
電話・ファクス番号は、間違いのないようお願いいたします。

家庭からの排水について、今一度確認をお願いします！ ID 1027953

各家庭から出る生活排水は、排水管から公共下水道管に流れ込み、下水処理場で浄化され、川や海に戻されます。下水道は、自然や私たちの生活環境を良くするうえで必要不可欠なものです。清潔で快適な暮らしを将来にわたって続けるために、家庭で簡単にできる取り組みをご紹介します。

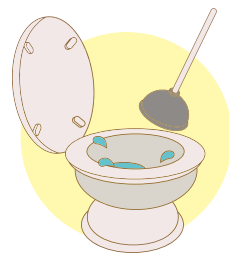
1. 料理で使った食用油や残飯などを下水道管に流さないで

油や生ごみを下水道管に流すと、詰まりや悪臭の原因となります。油を流すと管の中で固まり、詰まりの原因となります。使用した油は新聞紙などで吸い取るか、凝固剤で固めて燃えるごみとして処分してください。



2. トイレに水に溶けない紙を流さないで

水洗トイレにはトイレットペーパーなど水に溶けやすい紙類以外は流さないでください。ガム、たばこ、紙おむつ、新聞紙などを流すとトイレの詰まりの原因となります。便器が詰まった場合、軽度ならラバーカップを使って詰まっているものを取り除くことができます。



排水設備
指定業者はこちら

3. トイレや排水管が詰まったときは

排水管が詰まったときは、排水設備業者へ修理を依頼してください。修理代は個人負担です。上下水道局ホームページに排水設備指定業者の一覧を掲載しています。悪質な点検商法などには十分に注意してください。

貯水槽水道を設置している皆さまへ ID 1001652

1. 暑い季節になる前に残留塩素のチェックを

気温が高くなってくると、貯水槽にたまっている水の残留塩素が消失しやすくなります。貯水槽内の水が適正な残留塩素を保持できるよう維持管理を行いましょう。残留塩素濃度が0.1mg/L未満となった場合は、すぐに原因を究明し、対策をとる必要があります。

2. 貯水槽は毎年1回以上、定期的に清掃と検査を

(1) 清掃は専門業者に依頼を

貯水槽の衛生管理は、水の安全を確保する上で大切です。清掃の際は、都道府県知事の登録を受けた業者(建築物飲料水貯水槽清掃業)など、一定の技術水準を満たした専門業者へ依頼してください。

(2) 検査は登録検査機関で

検査は毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ依頼し、必ず受けてください。

上下水道局給排水設備課 (TEL 73・3691 FAX 72・5381)

水道水フッ素およびその化合物検査結果 ID 1028021

いずれも水質基準を満たしており、安全です。

採水場所	系 統	採水月日
		2月14日
すみれが丘	惣川浄水場	0.19
ゆずり葉台	惣川浄水場(生瀬経由)	0.19
長尾台	小浜浄水場(川面経由)	0.28
安倉中	小浜浄水場	0.30
東洋町	阪神水道	0.07
中山桜台	小浜・県営水道	0.18
大原野	小浜・県営水道	0.19
武庫山	惣川・阪神水道	0.09

単位=mg/L、厚生労働省の水質基準は0.8mg/L以下です。

上下水道局浄水課(水質検査室) (TEL 83・6940 FAX 83・6941)

水道メーターの法定取り替え ID 1012071

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、本市でも地域ごとに取り替えています。4月の取替対象地区は下記のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを委託業者が投函します。都合の悪い場合はお知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。

実施期間 4月20日(水)～5月24日(火)

対象地区 福井町、亀井町、御所の前町、美幸町、高松町、末成町、光明町、中野町、谷口町、大成町、大吹町、高司、千種、塔の町、仁川台、仁川うぐいす台、仁川団地、仁川宮西町、仁川高丸、仁川旭が丘、仁川月見が丘、仁川高台、仁川北、鹿塩、駒の町、西谷
上下水道局お客さまセンター (TEL 73・3988)